

仙台市立上野山小学校いじめ防止基本方針

令和元年8月31日改訂版

はじめに

仙台市立上野山小学校（以下「本校」という。）におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条及び仙台市いじめの防止等に関する条例（平成31年仙台市条例第28号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、「仙台市立上野山小学校いじめ防止基本方針」（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）としてまとめ、ここに策定する。

本校は、保護者や地域住民等との連携の下、子供の尊厳を脅かすいじめが、いつでも、どこでも、いずれの子供にも起こり得るものであるとの共通の理解をもって真摯に向き合い、いじめの防止等の取組を、変化する時代を背景に不断の見直しを行いながら、着実に推進していく。

I 基本的な考え方

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

法第3条に規定されている基本理念は次のとおりである。

（1）いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

（2）いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

（3）いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

いじめの定義は、条例第2条第1号により、法第2条第1項と同様に次のとおり定めている。

本校はこの定義に基づき適切に対処していくものとする。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校においては、「いじめはしない・させない・許さない」の考え方を基本に、「いじめは早期発見・適切かつ迅速な対処が重要」との姿勢の下、「地域とともに歩む学校」づくりを進め、いじめの問題と真摯に向き合い、家庭や地域、関係機関等とも連携を図りながら、いじめの防止等の取組を確実に推進していく。

(1) いじめの防止 ～「いじめはしない・させない・許さない」

いじめの問題をより根本的に克服していくためには、「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識を持って、全ての児童を対象としたいじめの未然防止に取り組むことが何よりも重要である。特に児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある人間としての成長を促しながら、いじめを生まない土壌を作っていくためには、教職員をはじめ関係者による一体となった継続的な取組が必要である。

いじめ問題の解決のためには、加害・被害の関係改善だけにとどまらず、周囲の「観衆」や「傍観者」の立場をとる児童への働き掛けと意識付けが何よりも重要であり、児童自身が「いじめをしない」という強い気持ちを持ち、また、一人一人がその所属する集団の中で、「いじめをさせない、許さない」といった態度・姿勢を示していくことで、いじめの多くは抑止できるものと考えられる。

(2) いじめの早期発見 ～「いじめは早期発見・適切かつ迅速な対処が重要」

「いじめは早期発見、適切かつ迅速な対処が重要」との姿勢の下、教職員は、児童の保護者をはじめ、当該児童と関わる大人と連携し、児童のささいな変化にも気付き対応していくことが大切である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童が発する不安や変化を見逃さず、早い段階からの確にに関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

また、いじめの早期発見のためには、児童や保護者が教職員に信頼し安心して相談できるよう、教職員と児童及び保護者との間の常日頃からの信頼関係の醸成が重要である。本校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童や保護者がいじめについて相談しやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることも必要である。

(3) いじめへの適切かつ迅速な対処

いじめがあることが確認された場合、本校は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を最優先に確保し、当該児童を守り通すとの姿勢の下に事実の詳細を確認した上で、いじめたとされる児童や周囲の児童（生徒）に事情を確認し適切に指導を進めるなどの対応を、いじめを受けた側と行った側の双方の児童やその保護者との間で共通理解の下に行われるよう配慮しながら、適切かつ迅速に組織で行うことが必要である。また、家庭や市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ関係機関との連携が必要である。

そのため、教職員は普段より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、市教育委員会作成の教員向けの手引書や校内研修などを通じて、理解を深めておくことが必要であり、更には、学校における組織的な対応を可能とするような体制を事前に整備しておくことが大切である。

(4) 家庭や地域との連携 ～「地域とともに歩む学校」づくりの推進

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すためには、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。特に、保護者が子供の教育について第一義的責任を負い、規範意識等を養うための

指導等をより適切に行うためには、地域を含めた家庭との連携の強化が重要であり、PTAや地域の関係団体等と学校が、いじめの問題も含めた児童の現状について共通理解に立ち、連携し協働で取り組むことが必要である。

仙台市においては、現在、児童のより良い学びのために、学校が積極的に家庭・地域と連携して豊かな教育環境の創出を目指す「地域とともに歩む学校」づくりを教育活動の基盤に据えて進めているところであり、本校としても、この理念の下、学校支援地域本部など、学校が家庭・地域と一体となって地域ぐるみで児童を育てる体制づくりを進めていく中で、いじめの防止等についても、対応を図っていくことが極めて重要である。

また、いじめの未然防止や早期発見につながる場合もあることから、児童が日頃から、異なる年齢を含めた他の児童や大人と関わりを持つ機会として、地域における活動や行事も重要であると捉えている。

(5) 関係機関や他の学校との連携

本校として、いじめに関係した児童に対して、必要な教育上の措置を講じているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、警察や法務局、相談関係専門機関や医療機関、児童の指導上の問題の解決のための学校関係機関等との適切な連携が有効であり、日頃から、本校と関係機関の担当者間での情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

また、本校の児童が利用する児童館では、学校と人間関係が連続しており、いじめが発生した場合には双方で適切に対応して早期解決を図る必要があることから、適宜必要な情報共有が図られるよう、本校と児童館との間で、情報共有体制を構築しておくことも重要である。

このほか、児童の入学、卒業、転出入に際しても、これまで在籍した学校（市立学校以外の学校や幼稚園・保育所を含む。）と、入学・転入先の学校間において、必要な情報が円滑に引き継がれるよう特に留意することが求められる。

II いじめの防止等のための対策の内容

I いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 仙台市立上野山小学校いじめ防止等対策委員会

本校においては、法第22条及び条例第14条に基づき、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「仙台市立上野山小学校いじめ防止等対策委員会」（以下「本校いじめ対策委員会」という。）を設置する。

本校いじめ対策委員会は、基本的に、校長、教頭、教務主任、いじめ対策担当教諭、生徒指導担当教諭、教育相談担当教諭、不登校支援コーディネーター、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、さわやか相談員等の構成により、内容・案件により、他の必要な教職員やスクールソーシャルワーカーなどの外部の専門家も参画させるなど、校長が実情に応じて定めるものとする。

本校いじめ対策委員会は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの適切かつ迅速な対処等、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う

ものである。その所掌事務は次の通りとする。

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の具体的な年間推進計画の策定
- イ 本校のいじめの防止等のための対策の企画、実施又は承認
- ウ いじめの相談・通報窓口
- エ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などの情報の収集、記録、共有
- オ いじめの事案が発生した場合の対処（事実関係の調査、対応や指導等の方針決定等）
- カ 本校のいじめの防止等のための対策の取組結果の点検・評価
（学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかどうかや、学校で定めたいじめの防止等のための取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組に係るPDCAサイクルによる検証）
- キ その他いじめの防止等に関する重要事項

（２）仙台市立上野山小学校いじめ調査委員会

法第28条第1項に定めるいじめの重大事態が発生し、市教育委員会より、学校が主体となった調査を行うように指示があった場合には、校長は、「本校いじめ対策委員会」を母体にし、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、「仙台市立上野山小学校いじめ調査委員会」を設置して調査を行う。

対象事案が発生した場合には、委員を任命し、迅速に対応する。

2 いじめの防止等に関する取組

いじめの防止等に向けた取組を適切かつ有効に機能させるためには、校長がリーダーシップを発揮し、主体的かつ組織的に学校が一丸となって取り組むことが求められる。

また、いじめの防止等に向けた取組を有効に機能させる上で、学校における円滑な情報共有は極めて重要であり、そのための学校の雰囲気づくりを校長自らが率先して取り組んでいく。

本校は、「I-3 いじめ防止等に対する基本的な考え方」を基に、特に具体的取組の例に掲げるような計画・取組などを踏まえつつ、併せて国基本方針に添付された「学校における『いじめ防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」等も参考にしながら、創意工夫の上、市教育委員会等と連携して、いじめの防止や早期発見、事案対処等に当たる。

◆本校における具体的な取組◆

（１）いじめの防止

- 「子どもたちをいじめから守るためのいじめ対策ハンドブック」（平成30年3月作成）を活用する。
- 代表委員会や計画委員会における話し合いでの主体的な取組を支援する。
- 必要に応じ、実際に発生したいじめ事案をクラス等で取り上げ、同様の事案の再発防止を図る。
- 学校教育活動を通したいじめを生まない人間関係や集団づくりを推進するための年間指導計画を策定し、計画的・継続的に実施する。

- 人権教育資料「みとめあう心」などの活用を通じた道徳教育の更なる推進を通じた、多様な価値観の尊重に向けた教育活動を実施する。
- 体罰や不適切指導の禁止に係る周知徹底や校内研修を実施する。
- 教職員の資質向上に向けた校内研修を充実させる。
 - ・いじめに対する実践的なスキルの向上や対応力の底上げに向けた研修
 - ・特に配慮を要する児童生徒への正しい理解の促進と専門性の向上等に向けた研修
 - ・児童生徒の心理状況の理解と寄り添った対応に向けたスクールカウンセラーによる研修
 - ・いじめ対応に係る弁護士（スクールロイヤー）による研修
 - ・市教委主催のいじめに関する研修を受講した教職員による学校での伝達研修
- 発達障害がある児童への適切な支援に向けたケーススタディを実施する。
- 「特別支援教育コーディネーター」を中心とした校内での情報共有や支援、学校間の引継ぎ、医療機関や支援機関との円滑な連携を推進する。
- 授業の中で遅れが見られる児童へ学習を支援する。
- 児童が抱える問題等には、個別の状況に応じて児童の心情等に配慮した対応を徹底する。
- 法や条例により児童生徒はいじめを行ってはならないと定められていることを児童生徒へ周知する。
- インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たることを児童に理解させる取組を実施する。
- 「学校いじめ対策委員会」や「いじめ対策担当教諭」の役割を確認し、必要な時に見直し、教職員へ周知徹底する。
- 学校いじめ対策委員会の取組に関して児童及び保護者へ周知する。
- 保護者向けの啓発活動を実施する（いじめ防止への協力、法や条例に定める保護者の責務、虐待禁止等）。
- 児童の地域活動等への参加を促進する。
- 全市的に実施される「いじめ防止きずなキャンペーン」による啓発活動を行う。
- いじめに関する標語を募集し、いじめ防止に対する児童の意識を高める。

(2) いじめの早期発見

- 各学級の担任が児童一人一人と向き合い、児童から訴えがあったり、児童の変化に気付いたりした際にはしっかりと話を聞く等、いじめの早期発見につなげる体制をつくる。
- いじめの疑いのある情報を教職員が把握した際は、速やかに担任と教頭に報告し、該当児童から聞き取り記録する。
- 聞き取りの際には、所定の聞き取りシートを使用して「いつ」「どこで」「誰から」「何をしているとき」「何をされたのか」「その後どうしたか」「その時の気持ち」について記録する。
- 学校独自の「学校生活応援シート」によるいじめに関するアンケート調査を実施する。
- 学校生活における児童の不安や課題について把握したり共有したりするため、夏と冬に保護者との教育面談を実施する。

○学校・保護者・地域の三者によるいじめの実態や防止対策等に関する意見交換を実施する（学校関係者評価委員会等）。

○いじめに関する情報提供者の秘密を守ることを徹底する。

(3) いじめへの適切かつ迅速な対処

○いじめが疑われる場合の学校としての措置を整理する。

○いじめを受けた側と行った側の双方の児童やその保護者との間で共通理解を図ることが困難な場合において早い段階で市教育委員会へ相談する。

○関係機関による対処も必要と思われる場合に関係機関と連携して対処する。

○いじめの問題に関する指導記録を作成・保存し、児童の進学・進級や転学に当たって適切な引継ぎを行う。

○いじめの解消の定義を踏まえた規定（いじめを受けた・加害児童の様子に係る具体的な見守りプランの策定と実行、いじめを受けた児童への支援内容、教職員の役割分担を含む対処プランの策定等）を策定する。

(4) 家庭や地域との連携

○学校が取り組むいじめ防止等に向けた対策を定期的に周知する。

○普段から保護者との信頼関係を構築するように心掛ける。

○入学前の説明会等の機会を捉えて入学前の幼児や児童の保護者にいじめ対策等の情報を提供する。

○いじめの理解等に関する説明会・研修会をPTAとの共催で実施する。

○学校いじめ基本方針やいじめ防止等の取組を学校便りや学校ホームページ等を通じて広報・啓発する。

○学年PTA行事を実施し、多様な体験や知識の獲得を図る。

○親の会などとの共同で児童と大人が関わる企画を設け、児童の自己有用感の向上を図る。

○各町内会へ児童見守りの協力依頼を行う。

○地域行事への積極的な参加を勧める。

○いじめに向かわない子供の育成を目指した協働型学校評価の目標を設定する。また、その目標について保護者、地域との協働を図る。

(5) 関係機関や他の学校との連携

○管内の警察署、交番、児童館、市民センター等と連携する。

○児童館や子ども110番の家・店、民生児童委員、町内会長と情報共有を図る。

○授業参観、出前授業、「いじめ防止「きずな」キャンペーン」での交流活動等を通じて平日頃から学校間での連携を心掛ける。

○学校間の引継ぎを徹底し、引継ぎの実効性を確保する。そして、引継ぎを受けた後に適切に対処する。

○卒業前後に入学する中学校と連携をとり、また、互いに授業参観等を行うことで児童・生徒の理解に努める。

Ⅲ 重大事態への対処

Ⅰ 重大事態の意味

法第28条第1項において、次に掲げる場合を、いじめの重大事態としている。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定される。

- 児童生徒が自死を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

第2号の「相当の期間」については、文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は市立学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめ重大事態ではないと断言できないことに留意する。

2 重大事態の発生と調査

重大事態が発生した場合（疑いを含む。以下同じ。）には、条例第27条に基づき別に定める「仙台市立上野山小学校いじめ重大事態対処方針」に基づき、直ちに、市教育委員会に報告する。

重大事態の調査は、法第28条によれば、学校の設置者が主体となって行う場合と学校が主体となって行う場合が考えられ、国基本方針において、「学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する」と示されていることを踏まえ、仙台市においては、対象事案に応じた調査組織の区分を市基本方針で定めている。

従って、市教育委員会の判断により、本校が主体となって調査を行う場合は、「学校いじめ対策委員会」を母体として、学校評議員、PTA役員、学校医などの学校以外の委員を加えるなど、公平性・中立性の確保に努めた構成により、校長が調査組織である「学校いじめ調査委員会」を設置し、市基本方針等を踏まえ、適切に調査を行うものとする。また、市教育委員会が主体となって調査を行う場合には、その調査に協力するものとする。

3 調査結果の提供及び報告

本校は、「学校いじめ調査委員会」の調査結果を受けて、調査により明らかになった事実関係（いじめがいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）や再発防止策について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明を行う。

なお、これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供するものとする。ただし、確たる根拠なく個人情報保護を理由に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供することをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、本校が調査を行う場合においては、市教育委員会に、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導や助言を得る。調査結果については、市教育委員会に報告する。

IV その他の重要事項

1 学校いじめ防止基本方針の周知

策定又は変更した学校いじめ防止基本方針については、条例第11条第3項に基づき、本校に所属する全ての教職員に周知するとともに、本校に在籍する児童、その保護者、地域住民その他の関係者に周知を図るものとする。

周知に当たっては、本校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、児童やその保護者に対しては、策定又は変更時のほか、入学時や年度初め等の機会を捉えて、定期的に周知するものとする。

2 不断の見直し

学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止や早期発見、事案対処などいじめの防止等全体に係る内容について、年間の推進計画も盛り込みながら策定するものであり、より実効性の高い取組の実施に向け、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ防止等対策委員会を中心に点検し、必要な見直しが随時図られるようなPDCAサイクルを機能させながら、不断の見直しを行うものとする。